

「慰安婦」問題にみるジェンダー・ポリティクス

——ジェンダー・ジャスティス実現へ向けた課題——

Gender Politics in the “Comfort Women” Issue: Current Problems on the Realization of Gender Justice

お茶の水女子大学大学院博士後期課程 土野瑞穂

The “comfort women” issue which emerged in the 1990s has become an international issue due to increased U.S. interest since January 2007. What has drawn attention to the “comfort women” issue beyond the related countries or the Asian region? The reason is not only due to the Japanese governmental response, but also to the universal nature of the issue as violence against women. The purpose of this paper is to clarify problems on the realization of gender justice for victims based on violence against women by the state, including former “comfort women”, by analyzing the “comfort women” issue from the perspective of the Japanese political stance on the issue of compensation since World War II and the transformation of the concept of human rights in international society.

Key words : “comfort women” compensation issue since the war gender justice
キーワード : 「慰安婦」 戦後補償問題 ジェンダー・ジャスティス

はじめに

戦後62年経った今日、第二次世界大戦にまつわる諸問題——戦後補償問題、歴史認識問題、歴史教育等——をめぐって保守派の動きが高まりを見せている。「慰安婦」問題もその一つである。2006年の大晦日、「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」は、「河野談話」に代わる新たな談話の発表を政府に求めることを決定した。「河野談話」とは1993年に当時内閣官房長官であった河野洋平が発表した談話であり、「慰安婦」制度における旧日本軍の関与および女性たちを徴集する際に「強制性」があったことを政府が認めたものである。2007年1月31日には、アメリカ・カリフォルニア州民主党議員のマイク・ホンダ氏が安倍晋三政権の日本政府に対し元「慰安婦」へ公式に謝罪することを求める決議案を下院外交委員会に提出した。この決議案については日本のメディアで盛んに取り上げられ、「なぜ今「慰安婦」問題が話題になるのか」と感じた人びとも少なくないと推測する。

では一体日本政府と国民は「慰安婦」問題にどのように対応してきたのか。1990年代に「慰安婦」問題が浮上すると、被害者及び支援団体は日本政府に国家補償の履行を求め活動を開始した。しかし海部俊樹を首相とする当時の日本政府は、個人に対する補償は履行できないとの立場を表明した。そこで「補償に代わる措置」として村山富市政権は1995年に「女性のためのアジア平和国民基金」(以下、アジア女性基金)を設立した。他方アジア女性基金とは別に、日本および被害国の支援団体は、「慰安婦」制度がどのようなものであったのか、また責任者は誰だったのかを明らかにすることで正義を実現したいと願う被害者の要求を実現するために、「被害者のそのような願いに国家が応えないなら、私たち市民が答えるべきだ」(VAWW-NET ジャパン編2002:8)として、2000年に「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」を開廷した。

以上のように「慰安婦」問題に対する対応としては、政府主導によるアジア女性基金と市民主導による「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」が存在したわけだが、前者については設立前の構想段

階から解散まで強い批判を浴びてきた。なぜならアジア女性基金は被害者の多くが求める国家補償の履行機関および法的責任の承認に基づく機関ではないからである。従って支援団体は被害者への補償として、アジア女性基金による事業ではなく国家が「慰安婦」問題に対する責任を認めた上で国家補償をすべきであると主張した。こうした主張が一方でありながらもアジア女性基金は364人の被害者に事業を展開し、2007年3月に解散した。

このように複雑な様相を呈する「慰安婦」問題は被害・加害当事国だけでなく、国連やアメリカを含む第三者機関・第三国へと問題提起の場を広げてきた。では何が「慰安婦」問題を、関係諸国を越えた国際社会の関心事へと至らしめているのか。その要因は日本の対応にあるだけでなく、「慰安婦」問題が世界的に普遍的な戦時性暴力という女性に対する暴力の一事例であったからだともいえる。そこで本論では「慰安婦」問題を含めた戦後補償問題をめぐる日本の政治状況と人権概念の変容を踏まえた上で以上の二点について分析を行ない、元「慰安婦」を含めた国家権力による女性に対する暴力被害者にとってジェンダー・ジャスティス実現に向けた課題を明らかにする。

本論の大まかな流れとしては第一に日本政府の対応を軸に、「慰安婦」問題浮上からアジア女性基金設立に至る日本国内の政治過程を概観する。第二に、アジア女性基金の事業に注目し、同基金に向けられた批判の根拠を検討する。第三に、アジア女性基金とは軸を異にして行なわれてきた支援団体によるトランス・ナショナルな取り組みとしての「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」が国際法の新展開にもたらした変化をジェンダー・ジャスティスの観点から考察する。第四に、「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」との比較から、アジア女性基金のもつ意味と問題点を国連による評価とアメリカでの決議案をめぐる動きと結び付けて検討する。最後に、「慰安婦」を含めた国家権力による女性に対する暴力被害者にとってのジェンダー・ジャスティス実現に向けた問題点と課題について述べることとする。

1. 「慰安婦」問題に対する日本政府の対応—「民間基金」構想

はじめに「慰安婦」問題浮上時の海部俊樹政権から今日まで続く日本政府の同問題に対する姿勢を概観する。1990年、尹貞玉・梨花女子大学教授(当時)によるハンギョレ新聞における「挺身隊取材記」と題する記事の連載をきっかけとして、韓国で「慰安婦」問題が大きく取り上げられた。韓国の女性団体は、「慰安婦」制度は女性に対する重大な人権侵害かつ戦争犯罪であると主張し1990年5月、海部俊樹を首相とする日本政府に対して国家補償を求める共同声明を発表した(李2004)¹。1991年には、金学順キン・ハクソンが韓国人元「慰安婦」として公に名乗り出、提訴に乗り出した。こうした被害者による直接の訴えを通して「慰安婦」問題は日本を含むアジア各地で大きな議論を呼ぶこととなった。1992年には吉見義明・中央大学教授が慰安所設置について旧日本軍の関与を示す資料を朝日新聞に発表した(『朝日新聞』1992年1月11日付)。そこで当初国家・軍の関与を否定していた宮沢喜一政権下の日本政府は、軍の関与を認め、謝罪の談話を発表した。しかし国家補償を求める被害者及び支援団体に対し宮沢政権は、「先の大戦にかかわる賠償、財産・請求権の問題については、…(中略)…サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って、国際法上も外交上も誠実に対応してきている」(「いわゆる従軍慰安婦問題についての第一次報告」1994年)として法的責任を認めなかった。その後の歴代政権も、日本政府は国家補償には応じないという姿勢を今日までとり続けている。

このように宮沢政権は「慰安婦」問題に対し法的責任の承認を拒否する姿勢をとったわけだが、戦後50年を目前にし、「慰安婦」問題を含む戦後補償問題は日本にとってもはや避けて通ることのできない問題となった。そこで1992年1月12日、宮沢政権は「慰安婦」制度における軍の関与を認めた後、被害者に対して「何らかの補償措置を行うこと」を検討し始めた(『朝日新聞』1992年7月6日付)。最終的にアジア女性基金の正式発足につながった「民間基金」構想が生まれるまでに三つの構想が打ち出されている。すなわち、第一に「青少年交流基金」構想(1994年6月、羽田孜政権)(『日本経済新聞』1994年6月6日付)、第二に「青少年交流センター」構想(1994年7月、村山富市政権)(『毎日新聞』1994年7月14日付)²、第三に「平和友好交流事業」構想(1994年8月)(『朝日新聞』1994年8月13日付)³である。これら三つの構想の詳細は省略するが、いずれの構想も元「慰安婦」を直接対象としたものではなかった。そこで出された最終案が、元「慰安婦」を直接の事業対象とする「民間基金」構想(1994年11月)(『朝日新聞』1994年11月26日付)⁴であった。

「与党戦後50年問題プロジェクトチーム」の下部組織として1994年10月に設置された従軍慰安婦問題等小委員会は11月26日、「民間基金」構想を基本的に支持することで合意した(『朝日新聞』1994年11月26日付)。ただし12月になり、元「慰安婦」に対する一時金の原資を政府は拠出しないとの方針を確認した(『朝日新聞』1994年12月10日付)。言うまでもなく、「民間基金」とはいえ一時金の原資を拠出することは、事実上被害者に対し個人補償を実施することになるからである。「民間基金」による事業の骨格は、後述するアジア女性基金による実際の事業へとそのまま反映された。こうして「民間基金」構想は7月19日、前参議院議長である原文兵衛氏を理事長に、「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)として正式に発足した。アジア女性基金の事業については後述するが、同基金は韓国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダを事業対象国とし、インドネシアでの事業が終了した2007年3月に解散した。

このように宮沢政権から村山政権までの歴代政権にかけて模索・実現された「民間基金」構想には、政府としては「慰安婦」問題に対する法的責任は認めない、また被害者への一時金に拠出しないという前提があった。従って歴代政権に対して法的責任の承認と国家補償の実現を求めていた被害者と支援団体にとっては、日本政府がこの前提を覆さない限り、「民間基金」や他の代替措置を提示されたとしても受け入れられるものではなかった。それ故アジア女性基金は正式発足前から被害者および支援団体から批判を浴びることとなったのである。

2. 「アジア女性基金」発足の経緯—政治に左右された元「慰安婦」

日本政府が「慰安婦」問題に対する法的責任は認めない、また被害者への一時金に拠出しないという大前提のもと、被害者の要求を無視したかたちでアジア女性基金設立へと動き出したことに対し、被害者たち自らが抗議の声をあげた。フィリピン人被害者のマリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさんは同事業構想に対し「何でもいいからフィリピンにお金をくれ、と言ってきたではありません」(マリア・ロサ・L.ヘンソン1996:202-203)と怒りを込めて述べている。韓国人被害者の黄錦周ファン・クムジュさん(当時69歳)もまた11月26日、「民間募金のどこに国家責任があるんですか」(『朝日新聞』1994年11月26日付)と抗議の声を挙げた。

このように被害者からの反対があったにも関わらずなぜアジア女性基金は発足に至ったのか。ここでは当時の日本国内の状況に目を向け、政府、国民、アジア女性基金の動きとして、①当時の政治状況、②国内世論の興隆、③アジア女性基金関係者の主張、の三つの角度から考えてみたい。

2-1 戦後補償問題をめぐる政争

アジア女性基金が発足するまでの間、宮沢政権から村山政権に至る政権内で様々な議論がなされた。これまで日本政府が国家補償を拒否し続けた背景には「せっかくやってきた戦後のアジアとの関係を、時計の針を逆に回すように、めちゃくちゃになってしまうという恐怖感があった⁵」。周知のとおり、日本の戦後賠償はアメリカの冷戦戦略によって「経済協力」(準賠償)という日本にとって有利なかたちで行なわれた。これまで歴代の内閣はサン・フランシスコ平和条約によって賠償問題は解決済みだとしているが、しかし「政府が胸をなでおろしたような賠償の支払いが、アジアの被害者の間に『怨念』を残した」(内海2002:27)のであった。すなわち、「戦後補償の要求は、アジア各国が強いられた金銭賠償の放棄が生み出した問題でもあった」(内海2002:27)。内海愛子は「冷戦構造が崩壊したのちに、アジアから補償を求める動きが出たのも偶然ではない」(内海2002:27)と述べている。中でも1992年1月11日付の朝日新聞の一面に「慰安婦」制度における旧日本軍の関与を示す資料が掲載されたことは「慰安婦」問題を含む、日本の戦後責任が大きく問われる契機となった。冷戦の終焉は日本にとってアジアの一員としての資質が問われる試練の始まりだった。

戦争被害者からの訴えにどう応えるかについては清水澄子元社会党参議院議員ら政治家、知識人、市民団体のあいだで基金を創設する考えがいくつかあったという(大沼2007:5)。しかし自民党右派や多くの官僚らの反対によって日本政府が責任をもって財源を負担する基金案は実現可能性が低いものへとなっていった(大沼2007:9-10)。最終的に基金案は日本政府が財源を負担しない方向へ

と進められていった。なぜなら元「慰安婦」に対して国家補償を履行することは、他の戦争被害者にも同様に国家補償を履行しなければならない。また国際法違反の結果として個人補償を履行するとなると、国家が主体とされてきた国際法の法解釈を改める必要がある⁶。従ってこうした「せっかくやってきた戦後のアジアとの関係を、時計の針を逆に回すように、めちやくちやくにする」ような諸問題を避けたい自民党と国家補償実現を望んでいた社会党の妥協策として、日本政府と国民が共に財源負担をするという基金案が採用されるに至った。

ただし、アジア女性基金が被害者の望んだものではなかったにせよ、上野千鶴子が指摘しているように今日までに至るその後の政治の保守化をみると「慰安婦」問題に対する日本政府の具体的措置が他にあり得たとは残念ながら言い難い(『論座』2004:122)。当時の政権が社会党・自民党・新党さきがけの連立内閣であったことの意味は大きい。ここで、村山政権発足から解散に至る政府内における戦後補償問題に対する認識をみてみよう。

河野洋平官房長官が「慰安婦」問題における軍の関与と「強制性」を認める談話を発表した6日後の1993年8月10日、細川護熙首相は大日本帝国が行なったかつての戦争が「侵略戦争」であったと発言し、11月の日韓首脳会談(金泳三大統領)において謝罪の意を表明した。細川首相の発言は第二次世界大戦における日本人の加害者意識を認識させる、国家的出来事であった。こうしてこれまで原爆に代表されるように被害の側面を強く意識してきた日本人の中に、ようやく加害意識が芽生え始めた。

「侵略戦争」発言を行なった細川内閣の発足は、1955年から38年続いた自民党支配によるいわゆる「55年体制」の崩壊を意味した。そして戦後50年目を控えた1994年6月30日、自民・社会・新党さきがけ三党の連立内閣が発足し、首相には社会党の村山富市が就任した。村山は、中国の残留孤児問題等を扱う社会労働委員会での活動や村山自身の戦争体験を通じて、平和と民主主義、人権尊重の実践を政治理念として活動してきた(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2007:13)。このような政治理念を掲げる村山に対し、戦後補償問題に取り組む市民や支援団体らは大きな期待を寄せたに違いない。村山政権下の日本はアジア諸国の要求にどう応えるのか、それは国際社会からどのような評価を受けるのか、戦後50年は日本の地位が問われる重要な意味を帯びた年であったといえる。

しかし戦後補償問題に対する村山の態度は、自民党を中心とする保守派勢力によって変更を迫られることになった。村山率いる社会党は、「慰安婦」問題は国の責任によるものであり、国が補償する必要があるとの姿勢をとっていた。しかし、賠償問題についてはサン・フランシスコ平和条約で法的に解決済みだと主張する自民党保守派勢力との争いの結果、政府は「慰安婦」問題に対し法的責任は認められないが、道義的責任に基づいて政府とともに国民も償いの事業に参加するという妥協案が出された。

このように自民党から保守派勢力の反対によって国家補償実現への道は閉ざされ、社会党は妥協を強いられた。しかし自民党は戦後補償問題を何としても封じ込めようと考えていたわけではない。「慰安婦」問題に対する措置の必要性とともに、侵略戦争と植民地支配に対する何らかの国会決議が必要であるという認識は村山政権下において党派を超えて政策的潮流となっていた(波多野2004:264-265)。そこには、吉田裕のいう「政治主義的で現実主義的な戦争観」(吉田2005:242)が主流を占めていた。すなわち、「戦争の全体の性格を『侵略戦争』であると認めることは頑なに拒否しつつ、対外的配慮から『侵略的行為』があったことだけは認めた上で、これに対する『反

省』を再三にわたって言明するような立場、あるいはアジア諸国からの補償要求は拒否しつつ、慰安婦であった女性たちに対する見舞金構想のように、何らかの政策的措置を講じようとするような立場」(吉田2005:242)である。実際、村山政権下の1995年6月9日に衆議院本会議で採択された「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」において、社会党が「侵略戦争」ということばを盛り込むことを断念し、自民党が「侵略的行為」ということばで妥協したことが、そうした戦争観を物語っている(吉田2005:242-243)。「政治主義的で現実主義的な戦争観」に基づく、国家補償実現を主張する社会党とそれに反対する自民党の政治的「妥協」(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2000:6)がアジア女性基金の設立だったといえる。戦後補償問題は、人権を奪われた被害者にどう償うかという認識が欠落した、まさに両党の政争を映し出していた。

村山内閣が解散した1996年1月以降、再び自民党が政権を握った。政権内での「慰安婦」問題における国家補償履行の可否をめぐる動きと「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」採択への過程を振り返ると、やはり村山政権以外に「慰安婦」問題に対し何らかの措置の実行が可能だった政権はなかったのではないかと考える。アジア女性基金はこのような戦後補償問題をめぐる戦後政治の限界がもたらした一つの決着であった。「慰安婦」問題に以上のような政党間における政治的争いが大きく作用していたことは看過すべきではないだろう。

2-2 戦後補償問題に対する国内世論の興隆

「慰安婦」問題が浮上した1990年代初期、日本政府の国家補償履行を拒否する姿勢とは反対に、国内世論は戦後補償問題に応じるべきだとの考えが多数を占めていた。吉田によれば、1980年代から戦争の侵略性や加害性を認める人々が急速に増えていった(吉田2005:243-244)。それと連動してか、戦後補償に応じるべきだとする人々も多数に上っている。以下の表は、朝日新聞社が行なった1993、1999、2000、2005年度の世論調査結果である。

表1 1993年全国世論調査結果

Q.一部の国や地域を除いて、政府は、戦争に伴う国家間の賠償問題は決着したとしていますが、いま問題になっているのは個人に対する「戦後補償」です。政府は、事柄によっては「戦後補償」の要求に応じるべきだと思いますか。それとも、国同士の話し合いは決着済みだから、応じる必要はないと思いますか。

	1. 応じるべきだ	2. 応じる必要はない	3. その他・答えない
全体(%)	51	37	12

(朝日新聞社戦後補償問題取材班「戦後補償とは何か」朝日新聞社、1994年より筆者作成⁷)

表2 1993年全国世論調査結果

Q.韓国やフィリピンなどの元従軍慰安婦たちが、日本政府に補償を求めています。この従軍慰安婦問題で、政府は補償すべきだと思いますか。補償する必要はないと思いますか。

	1. 補償すべきだ	2. 補償する必要はない	3. その他・答えない
全体(%)	51	33	16

(朝日新聞社戦後補償問題取材班「戦後補償とは何か」朝日新聞社、1994年より筆者作成)

表3 1999年全国世論調査(日韓共同調査から日本調査のみを抜粋)

Q.日本の植民地支配を含む過去の歴史の問題は、すでに決着したと思いますか。まだ、決着していないと思いますか。

	1. 決着した	2. 決着していない	3. その他・答えない
全体(%)	23	70	7

(朝日新聞総合研究センター「朝日総研レポート」第141号、1999年2月、p.151より筆者作成⁹⁾)

表4 2000年全国世論調査(日韓中米4カ国調査から日本調査のみを抜粋)

Q.日本の植民地支配を含む過去の歴史の問題は、すでに決着したと思いますか。まだ、決着していないと思いますか。

	1. 決着した	2. 決着していない	3. その他・答えない
全体(%)	31	58	11

(朝日新聞総合研究センター「朝日総研レポート」第148号、2001年2月、p.177より筆者作成⁹⁾)

表5 2005年全国世論調査(日中韓国際調査から日本調査のみを抜粋)

Q.植民地時代の被害者に対する日本の賠償の問題はすでに解決したと思いますか。それともまだ解決していないと思いますか。

	1. 解決した	2. 解決していない	3. その他・答えない
全体(%)	30	60	10

(朝日新聞総合研究センター「朝日総研レポート」第181号、2005年6月、p.162より筆者作成¹⁰⁾)

1993年の段階では、戦後補償要求に応じるべきだとの回答が5割を超えている。また、1999、2000、2005年の調査では戦後補償問題が未解決であると回答した人々が6割を超えている。ただしこれらの認識が直接、日本が行なった戦争が侵略戦争であったという認識につながっているわけではない。事実、1980年代から90年代までは「侵略戦争認識」を持つ人々が5割前後、「やむをえない戦争認識」を持つ人々が3割から5割と、両方の認識が共存している(吉田2005:244)。こうした共存状態と、「戦後補償問題は未解決である」、「戦後補償に応じるべきだ」という認識とはどのような関係にあるのか。吉田は、次のように述べる。「いうまでもなく、やむをえない戦争という認識からは、本当の意味での『責任』という観念は生まれない。せいぜいそこで問題になるのは、『結果』に対する『謝罪』と『償い』だけである」(吉田2005:246)。つまり、日本が関与した戦争が侵略戦争であれ、やむをえない戦争であれ、そのような戦争の「結果」、多くの戦争被害者を生み出したのであれば、日本政府は彼／彼女らの補償要求には応じるべきだという認識が人々の間に生じたと考えられる。上記の調査結果は必ずしも「侵略戦争だったが故に補償要求に応じるべきだ」という認識を表しているわけではない。補償要求に応じるか否かの問題と、戦争の評価の問題は別であることに留意しなければならない。いずれにせよ、被害者意識が強かった日本国民の戦争観が、アジア諸国民からの戦後補償要求が高まりを見せる1990年代から変容をみせたことは確かである。特に、補償をすべきだと考える人々が5割以上に上っていたことは注目すべき調査結果である。現在戦後補償要求に応じるか否かという同様の質問を行なった場合、どのような結果が得られるか不明である。しかし上記の5割という数字から、戦後補償問題が大きく取り上げられた1990年代初期が戦後補償問題を包括的に解決するチャンスであったと考える。しかし結果としてこのチャンスは市民の精力的な

キャンペーンの展開にも関わらず日本の政治的争いによって押しつぶされてしまった。

では、被害者の要求によってではなく政争によって生み出されたアジア女性基金に関わった者は同基金をどのように捉えていたのだろうか。次節でみてみよう。

2-3 アジア女性基金を支持する理由—アジア女性基金関係者らの主張

アジア女性基金役員のメンバーは、サハリン残留朝鮮人の韓国永住帰還運動や戦後補償問題に取り組んできた者、韓国民主化運動を支援してきた者、女性の地位問題に従事してきた者等によって構成されていた。事業の推進等、現場レベルで携わったメンバーは「慰安婦」問題に関わってきた弁護士や市民運動グループ等であった。アジア女性基金はいわゆる保守派あるいは左派と呼ばれる者やアジア重視派、また財界や労働組合に関わる者等、政治家、知識人から市民まで多彩なメンバーであった。ではアジア女性基金関係者はどういった支持理由で同基金に携わったのだろうか。以下、関係者の主張をみてみよう。

前述のとおりアジア女性基金の設立にあたっては、宮沢政権以来の日本政府の「賠償に係わる問題は解決済みであり、個人補償は行わない」という前提があった。村山富市アジア女性基金二代目理事長(2000年9月就任)はこの前提を踏まえた上で、「せめて、お元気なうちにお詫びし、償いし、名誉を回復することが大事なことはないかと考え」(『月刊社会民主』2001:15)と述べている。原文兵衛・アジア女性基金初代理事長(1995-1998まで就任)は「国の補償となると、今まで韓国や中国などと結んでいる条約や協定が覆され、問題を解決しにくくなる」(『朝日新聞』1995年8月2日付)と国家補償履行に際して生じる問題を危惧する考えを述べている。

日本政府の頑なな態度と高齢化する被害者を前に、アジア女性基金に関わった者の多くは今できることを行なうという意味においての現実的路線を選択した。大沼保昭は「日本の市民運動の力量に楽観的な認識をもつことができず」(『論座』2004:118)、「現実には日本の裁判所で裁判で争っても勝てないだろうと」(『論座』2004:118)判断した。和田春樹もまた、「こういう解決が一番望ましいというようなことはもちろん思っていなかった」(『論座』2004:130)が、「いま日本の総体として出せるものがおそらくここがぎりぎりだろうから、これで受け取るという人がいたら受け取ってもらいたい、という気持ち」(『論座』2004:130)だったと述べている。

被害者の支援活動に従事してきた者は、自身の経験から次のような見解を示した。フィリピン人「従軍慰安婦」補償請求裁判弁護団長を務めていた高木健一は、国家補償の「実現の困難さの中で、当事者がすべて死亡し、運動だけが残ったということにならないか心配している」(高木1995:24)と、当時の状況を危惧していた。また同じく市民運動に関わってきたA氏も、被害者が裁判で勝訴する可能性が低いことから、「政策的に政府が基金方式でやるというのも選択する価値があるのかなと考えて選択して、中身をよりよくするという道を選んだ¹¹⁾」と述べている。

アジア女性基金関係者の、同基金を支持する理由は主として「国家補償実現の困難さ」と「被害者の高齢化」の二点である。より積極的な理由も存在したが、アジア女性基金発足時の呼びかけ人に共通していた主張は「すでに年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない、一刻も早く行動を起こさなければならない」(『女性のためのアジア平和国民基金』への拠金呼びかけ文)1995年7月18日)という点であった¹²⁾。村山政権下でさえ法的責任の承認と国家補償

表6 各国における事業内容

対象国・地域	申請受付・実施期間	事業内容
フィリピン	1996.8.13 ~ 2001.8.12	①「償い金」(200万円) ②医療・福祉支援事業(120万円規模) ③総理の手紙等
韓国	1997.1.11 ~ 2002.5.1	①「償い金」(200万円) ②医療・福祉支援事業(300万円規模) ③総理の手紙等
台湾	1997.5.2 ~ 2002.5.1	①「償い金」(200万円) ②医療・福祉支援事業(300万円規模) ③総理の手紙等
オランダ	1998.7.15 ~ 2001.7.14	医療・福祉分野の財・サービス提供(2億4500万円規模)
インドネシア	1997.3.25 ~ 2007.3	高齢者社会福祉推進事業(3億8千万円規模)

デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」(<http://www.awf.or.jp/index.html> 2007年9月28日閲覧)より筆者作成

履行の可能性は低いだろうという現実を踏まえた彼/彼女らの主張は法的責任ではなく、道義的責任の観点によるものだった。実際、後述するようにアジア女性基金による「償い事業」の一つとして被害者に総理による手紙が渡されたが、その手紙には「道義的な責任を痛感し」(「元『慰安婦』の方々に対する内閣総理大臣の手紙」1996年)という表現がある。無論、「慰安婦」制度が悪であったという判断に基づいて道義的責任をとることは「慰安婦」問題解決にとって必要不可欠である。しかし「慰安婦」制度に旧日本軍が関与していたことが明らかとなっている以上、道義的責任だけでは済まされないことは言うまでもない。従って被害者の多くは第一に日本政府に対して法的責任の承認を要求していたため、道義的責任に基づく「償い事業」を受け人数は0人となることも考えられる事態であった。このことは、前述の和田の発言からもわかるとおりアジア女性基金も予測していたと思われる。しかし結果として364人の被害者が「償い事業」を受けた¹³。その背景には、名誉回復や正義を実現できると考えたから、あるいは「妥協」から同事業を受けた被害者が存在した¹⁴。アジア女性基金の事業を受けた理由は被害者によって様々であるため、同事業によって名誉回復・正義実現を成し遂げられた被害者がいるからといって、道義的責任に基づくアジア女性基金の事業が結果としては善であったという単純かつ二分法的な判断を下すことはできない。ではなぜアジア女性基金は364人という受け取り人数を生み出したのか。確かに言えることは、被害者が被害を受けてから半世紀以上も何ら被害の代償を得ることができなかったという状況が大きな要因として作用していたのではないかということである。こうしてアジア女性基金は多くの被害者及び支援団体の反発を受けながらも存続できたのである。

3. アジア女性基金に対する反発—「償い事業」が孕む問題点

繰り返しになるが、アジア女性基金は「『日本政府の公式謝罪と賠償をしないためのシステム』(『週刊金曜日』1997年10月10日:34)である」。「女性の人権問題であるべき日本軍性奴隷制問題を、金銭的問題へと歪曲した」(鈴木2000:160)といった批判を受けてきた。ではいったいアジア女性基金は実際どのような事業を行なったのだろうか。そこで次に批判の中身を検証するためにアジア女性基金の事業について考察する。

アジア女性基金が行なった事業は大きく分けて三つであった。一つ目は被害者を直接対象とした「償い事業」である。二つ目は「歴史の教訓とする事業」(当時の総理府関係予算による)であり、「慰安婦」

問題に関連する資料収集、調査報告書の刊行などを行なった(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2004:15)。三つ目の事業は「女性尊厳事業」(当時の総理府関係予算による)である。同事業は「慰安婦」制度のような問題の再発を防ぐという趣旨のもと、ドメスティック・バイオレンスや人身売買といった、女性に対する暴力根絶への取り組みを事業の対象とした(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2001:9-10)。

ここでは被害者を直接対象とした「償い事業」について詳しく見てみよう。「償い事業」は3つの柱から成っていた。一つ目は日本国民の募金に基づく「償い金」の支給である。「償い金」は被害者一人当たり200万円と決定された(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2004:84)¹⁵。

二つ目として、被害者に対し「心からのお詫びと反省の気持ち」(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2004:17)を述べた総理の手紙およびアジア女性基金理事長の手紙が渡された。

三つ目は、医療福祉支援事業である。同事業は全額外務省関係予算が当てられた。その額は5年間で総額8.3億円とされた(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2004:17)。ただし、各国・地域の物価水準を考慮し、韓国・台湾・オランダでは一人当たり300万円相当、フィリピンについては120万円相当が支給された(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2004:17-18)。

「償い事業」は、「償い金」、総理およびアジア女性基金理事長の手紙、医療福祉支援事業の三点が1セットとなって行われた(財団法人女性のためのアジア平和国民基金1997年6月17日:4)。こうしてアジア女性基金はフィリピン、韓国、インドネシア、台湾、オランダの順に「償い事業」を展開していった。ただし、詳細は後述するが対象国政府の意向によって事業内容は国ごとに異なっていた。表6は各国における事業内容である。

「償い事業」のポイントは、最も重要といえる「償い金」には日本国民の募金を充てた、そして医療福祉支援事業費については外務省が拠出した、という点である。「慰安婦」制度に旧日本軍が関与していたことが歴史学者によって明らかにされ、その結果一義的な責任主体は日本国家であるということが明確であったにも関わらず「償い金」の出資主体は日本国民であった。この点が、被害者や市民団体だけでなく、日本の労働・財界からも「国家の責任があいまいにされたままだ」という批判が生じる所以となった(『朝日新聞』1994年11月26日付)。そして被害者や支援団体はアジア女性基金が孕むこのような曖昧さに加えて、「償い金」という金銭を支払う行為に対して激しい批判を行った(『ふえみん』2005年3月15日付)。また総理の手紙が「償い事業」を受けた被害者にのみ送られたことも批判の

対象となった。他方アジア女性基金側は、当時の政治状況に鑑みれば、「慰安婦」問題への対応としてはアジア女性基金の設立が限界であった、また裁判において被害者の訴えがごとごとく退けられてきたことに対し何らかの結果を出さなければならない、金銭を受け取りたい被害者もおり被害者は多様である(大沼2007:90)との主張を展開し、意見が対立した。

ただし以上のような主張を展開する観点はアジア女性基金「肯定」派と「否定」派とは異なっていた。すなわち、前者は日本政府による法的責任承認と国家補償履行が実現不可能な状況において高齢化した被害者に何の措置も講じないわけにはいかないという、日本の政治状況を踏まえた上での主張であった。他方、「否定」派は「慰安婦」制度という深刻な人権侵害に対して旧日本軍の関与があったことが明確となっている故に日本政府は法的責任を承認し国家補償を実現すべきだという、国際人権法に則った主張であった。従って議論の観点が異なるため両者の意見の一致はなく、概して「慰安婦」問題をめぐっては、アジア女性基金関係者あるいは同基金「肯定」派と「否定」派——「慰安婦」の存在を否定し、償いなどする必要がないとする「否定」派もいたが——の二つに分かれ、激しい議論が交わされることとなったのである。

4. 市民による「慰安婦」問題への応答—「女性国際戦犯法廷」から国際刑事裁判所へ

4-1 「女性国際戦犯法廷」によってもたらされた国際法の新たな展開

アジア女性基金が事業を展開する一方で、「慰安婦」制度に関わった責任者を処罰したいという被害者の要求に市民で応えようとする画期的な試みがなされた。2000年12月に開廷された「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」(以下、「法廷」)である。「法廷」は1998年に「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(Violence Against Women in War-Network Japan)が提案し、被害国をはじめとする多くの女性運動グループの支持を得て開廷された。「法廷」の目的は次の二つだった。すなわち、「『慰安婦』問題が日本の戦争責任の問題であるとともに、戦時性暴力は国際的に普遍的な女性の人権侵害である」(内海、高橋2000:5)という認識に基づき、一つは「日本軍性奴隷制が女性に対する犯罪であることを明らかにし加害者の責任を問うことによって、被害者の正義と尊厳の回復に資すること」(VAWW-NET2000:5)である。二つ目は「戦時性暴力不処罰に終止符を打ち、その再発を防ぐという21世紀に向けた課題に挑戦すること」(VAWW-NET 2000:5)である。二点目の目的には「第二次大戦中に犯された大規模な性的犯罪に対処できていないために、似たような犯罪が処罰のないまま今日まで重ねられてきた」(マクドゥーガル2000:212)という事実が背景にあった。「法廷」は「慰安婦」制度を中心に、戦時性暴力を軸として過去から未来を射程とする取り組みであった。

「法廷」の詳細は他文献に譲るが、ここでは「法廷」を国際法の新たな展開という見地からその意義を考えてみたい。そこで注目したい点は「法廷」の、「法の脱構築」(高橋2001:102)としての意味である。「慰安婦」とされた女性たちは賠償協定、その後の戦後補償裁判においても国家の政治的都合によって補償対象から阻害されてきた。こうして「法廷」は、ことごとく法から排除されてきた、あるいは法によって抑圧されてきた被害者たちによる法の奪還を試みた。「法から排除された他者との関係によって、法の『普遍性』の衣装が剥ぎ取られ、その暴力性が暴露される」(高橋2001:102)試みとして、「法廷」は「法の脱構築」という意味をもつと高橋哲哉は指摘している。

「法廷」は「法の脱構築」によって、市民による新たな人権回復措置を提示した。すなわち「慰安婦」制度における責任者の処罰を国家が怠っていること、また「慰安婦」の存在を否定する者に対し、歴史的事実とそこから導き出される国際法上の犯罪、すなわち戦争犯罪および人道に対する罪への抵触をもって「法廷」は挑戦した。それは責任を回避する国家と、十分に機能しない国際制度に代わる被害者の人権回復を目指すオルタナティブな取り組みであった。「法廷」は、法の政治性・暴力性および国際人権レジームの陥穽を可視化させると同時に市民による人権回復の枠組みを提供したといえる。

さらに、「法廷」で脱構築された知は、旧ユーゴおよびルワンダにおける大規模な強かん事件と共有され、「慰安婦」問題が被害者の人権回復に関わる国際人権法の新たな展開をもたらす契機となった(坂本2007:90)。この展開は、「法廷」の目的にもみられるように、戦時性暴力の不処罰が日本だけの問題でなく国際的にもある種の「慣習」となっていた戦時性暴力をめぐる観念への批判とその観念を温存させる国際人権レジームへの異議申し立てによるものであった¹⁶。戦時性暴力を「戦争につきもの」とみなす観念への批判は、1991年のウィーン世界人権会議や1995年の北京世界女性会議、国連人権委員会(現人権理事会)が設置した「女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者」制度(1993年決議採択)、また国連人権委員会差別防止・少数者保護小委員会が設置した「武力紛争下における奴隷制および奴隷制類似慣行に関する特別報告者」制度(1994年決議採択)等における国連と女性運動の活動と連動して国連の諸政策に反映されてきた。その成果が、安全保障理事会決議によって設置された旧ユーゴ国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia:ICTY、1993年設置)¹⁷、ルワンダ国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for Rwanda:ICTR、1994年設置)、そして国際刑事裁判所(International Criminal Court:ICC、2002年発効)¹⁸の設立である。

「法廷」は直接的な意味で「被害者にとってのトラウマの軽減やエンパワメント」(金2001:209)に寄与する要因となり得た具体的措置であったと同時に、人権概念の変容を促した。すなわち人権を尊重、保護または回復するための国際人道・人権法が内包していた「市民・非欧米・女性・過去(未来)を法の『他者』として周縁に排除し、その存在を暴力的なまでに不可視化」(阿部2001:19)する面を暴露させ、そうした国際法を脱構築することで、元「慰安婦」を含めた女性に対する暴力被害者の普遍的なジェンダー・ジャスティスの実現に向けて新たな展開をもたらしたものと法廷を位置づけることができる。

4-2 「法廷」に対する保守派の動きからみたアジア女性基金のもつ意味

「法の脱構築」、市民による新たな人権回復措置、そしてジェンダー・ジャスティスの実現を模索したアクターとしての意義をもつ「法廷」はその後、保守派の攻撃を受けることになる。2001年12月に「法廷」の「ハーグ判決」が出された後、1月30日にはNHK教育番組が「シリーズ2001戦争をどう裁くか」の第二夜「問われる戦時性暴力」として「法廷」を取り上げた。ところが、放送前に同番組に対して政治家の圧力があったことが2005年1月に明らかになった¹⁹。この「NHK番組改ざん」問題の表面化以降、「慰安婦」問題をめぐって保守派は動きを強めていった。冒頭で述べたとおり、2006年12月31日、「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」は、「河野談話」に代わる新たな談話の発表を政府に求めることを決定した。また前述のマイク・ホンダ氏による決議案の提出後2007年3月1日、安倍晋三

首相(当時)は元「慰安婦」の徴集において強制性を裏付ける証拠がなかったと発言し、波紋を呼んだ。さらにジャーナリスト、知識人らもアメリカを舞台に上記の強制性はなかったとするキャンペーンを行なった。

アジア女性基金設立当時、自民党保守派勢力はおそらく同基金をもって「慰安婦」問題を解決しようと試みたであろう。無論、何をもって解決とみなすかは被害者個人によって異なると考えられるが、しかし今日の状況をみれば、事態は保守派の意図に反したものとなっている。こうした事態が生じる背景には、「高齢化した被害者へ一刻も早く行動を」という認識があったものの、「慰安婦」問題がもつ国家責任、植民地主義の問題、また歴史教育、歴史認識問題への対応を含む包括的な取り組みではなかった「政策」としてのアジア女性基金のもつ限界があったと考える。国民を巻き込んだ「償い事業」は、「河野談話」、そして「植民地支配と侵略」に「反省」と「お詫び」の意を表明した「村山談話」(「戦後50周年」内閣総理大臣談話)1995年8月15日)から生み出された言説を具体化する一つの政治的・形成的行為として捉えることができる。しかし今日の状況は、戦後補償問題に対する認識として最も基本的かつ重要な柱でなければならぬこれら国家的言説の揺らぎを示している。そもそも、日本の中では第二次世界大戦に対する認識のコンセンサスの欠如という状況の上に、「慰安婦」問題が多く日本人にとっては突如ともいえるかたちで表面化した。従って「慰安婦」問題はそのショッキングな被害実態もあいまって日本の戦後責任・歴史認識をめぐる一つの代表的な争点となったと考える。日本においてこうしたコンセンサスがなま「慰安婦」問題を議論することはナショナリズムを喚起するに留まってしまう可能性がある。従って保守派の政治家らを別としてアジア女性基金を推進してきた者はこの問題点が被害者への実質的措置の履行を遅らせる、あるいは不可能にさせるとの危惧から、第二次世界大戦に対する認識のコンセンサスや国家責任、植民地主義の問題を避けてきたのではないだろうか。故に今日もなお「慰安婦」問題の解決を阻む要因・課題は残されたままである。

ともあれアジア女性基金は高齢化した被害者に対し、目に見えるかたちの「償い」としてその時点で実現可能とされた現実的路線型の「政策」であった。そして保守自民党との攻防の中で社会変革を求めてきた者にとってアジア女性基金は、和田のこばを借りれば「ぎりぎり」(『論座』2004:130)の策であった。しかし、あるいはそれ故「法廷」にみられたような思想を欠いていたと考える。他方で、「法廷」は責任者の処罰という被害者の要求に応えると同時に「慰安婦」問題を覆うジェンダー、階級、民族、植民地主義といった構造的要因を暴く「挑戦」(大越2004:128-161)であった。こうした違いを考慮すれば、「政策」としてのアジア女性基金と、「挑戦」としての「法廷」は両者とも「『慰安婦』問題に対する取り組み」ではあるが、その視点には大きな違いがある。従ってこの違いを考慮した上で、両者は異なる観点からの評価が求められるだろう。

5. 日本国外からみた「慰安婦」問題—国連の反応とアメリカにおける決議案をめぐる動きから

今日アメリカを舞台として再び国際問題として注目を浴びている「慰安婦」問題は、国連をはじめとする第三者機関または第三国においてどう捉えられているのか。第一に、国連諸機関はアジア女性基金について積極的な評価を下していない²⁰。例えば、国連人権委員会が設置した「女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者」に任命されたラディカ・クマワスワミはアジア女性基金

を「道義的観点からの創意を歓迎するが、国際法上の『慰安婦』の法的請求を免れさせるものではない」と1996年の報告書において指摘している(E/CN.4/1996/53/Add.1.)。また差別防止・少数者保護小委員会に設置された「武力紛争下における奴隷制及び奴隷類似行為の状況に関する特別報告者」に任命されたゲイ・J・マクドゥーガルは1998年の報告書の中で、アジア女性基金は公的・法的補償を履行する責任を十分に果たすものではないとし、新たな補償履行計画の立案を指摘した(E/CN.4/SUB.2/1998/13)。ILO条約適用専門家委員会は1995年、「慰安婦」制度が強制労働条約に違反するとし、2004、2005年には日本政府に対し高齢化した被害者への補償措置をとるよう意見を述べている²¹。アジア女性基金を含めて、「慰安婦」問題に対する日本の対応が国連等第三者に理解されていないことは、冒頭で述べたマイク・ホンダ氏による決議案の提出にみられるように、宮沢政権以来日本の歴代首相による「謝罪」が真の「謝罪」を意味していないという批判に表れている。つまり、「慰安婦」問題に対する日本の対応が国際的な人権規範に合致していないことを示しており、今改めて日本政府の対応が問い直されている。ただし、アジア女性基金が女性に対する暴力をめぐる国際的な人権概念の変容を全く考慮していなかったわけではない。3章の冒頭で述べたとおり、アジア女性基金はドメスティック・バイオレンスや人身売買等今日的な問題である、女性に対する暴力根絶に取り組んだ²²。しかし元「慰安婦」への措置に関する第三者のまなざしは厳しいものだった。

次に被害国との関連からアジア女性基金をみみると、国連機関や第三国による評価とは異なる意味で、アジア女性基金は被害者の人権回復を阻む大きな問題を抱えていた。すなわち第二に、アジア女性基金の事業展開にはパワー・ポリティクスが作用していたという点である。アジア女性基金は元「慰安婦」の認定を被害国政府に委ねた。元「慰安婦」の認定を行なっている韓国、台湾、フィリピン、オランダでは被害者が自国の政府機関や、台湾の場合は政府の許可を受けている支援団体、またはアジア女性基金に直接連絡を取ることで「償い事業」の受け取り対象と認定された。しかしインドネシアのインタン・スウェノ社会大臣は被害者のプライバシー保護および認定困難との理由から元「慰安婦」の認定を拒否した(財団法人女性のためのアジア平和国民基金2004:38-39)。さらに韓国、台湾、フィリピンで実施されたような「償い事業」ではなくインドネシア社会省の要望によって高齢者福祉支援施設が建設された。そこには「最大の援助供与国日本との政府レベルの『友好』関係を、“降ってわいた”かのような慰安婦問題で損ないたくないとの現実的配慮」(後藤1995:231)があった。また中国がアジア女性基金の事業対象国ならなかったのは「中国政府の意向によって²³」であった。朝鮮民主主義人民共和国の場合は日本と国交がない故に事業展開が不可能となった。つまり、国家の都合あるいは国家間のパワー・ポリティクスによって被害者の置かれた状況が左右されたのである。

被害者が人権回復においてパワー・ポリティクスの影響を受けることはアジア女性基金設立以前に、すでに日本政府がサン・フランシスコ講和条約またその他二国間条約によって解決済みであるとして国家補償の履行を「慰安婦」問題浮上当初から拒否していることに表れている。つまり国家補償とその代替措置どちらをとっても、皮肉にも国家が責任を有する以上、被害者への措置の考案および実行についても国家が行使権を有し、それ故被害者がパワー・ポリティクスに翻弄されるといった事態が生じている。国家権力による被害者の人権回復にとっての最大の障害はここにあるといえる。

6. ジェンダー・ジャスティス実現に向けた課題

以上、本論では大きく分けて第一に「慰安婦」問題浮上からアジア女性基金設立に至る日本国内の政治過程、第二にその政治的妥協として生み出されたアジア女性基金の事業内容と同基金に向けられた批判、第三にアジア女性基金とは軸を異にして開かれたトランス・ナショナルな取り組みとしての「法廷」の国際法の新展開における貢献、そして最後に「法廷」の比較からアジア女性基金の意味と問題点を国連による評価とアメリカにおける決議案をめぐる動きと結び付けて考察してきた。最後に、もう一度アジア女性基金と「法廷」の特徴を振り返り、元「慰安婦」を含めた国家権力による女性に対する暴力被害者のジェンダー・ジャスティス実現に向けた問題点と課題を述べたい。

政治的妥協によって生まれたアジア女性基金は一部の被害者の人権回復に貢献したもののその事業は国際的な理解を得られるものではなくもなかった。ただしアジア女性基金に携わった者は被害者の余命を考慮して「一刻も早く行動を」という立場から、またとないであろう政治的チャンスを利用し、被害者に実質的な政策事業を展開した。こうした国家主導の取り組みに対し、市民は被害者の要求に市民の立場から「法廷」というかたちで応えた。「法廷」を推進してきたアジアの女性運動は戦時性暴力の不処罰に歯止めをかけようとするグローバルな市民運動、国連の動きと連動し、ICC設立となって結実した。「法廷」は「慰安婦」問題の解決を阻むものが未だ有効性を保つ、同制度を生み出した観念であるとの立場をとっていたといえる。そこでこの観念を構成するジェンダー、階級、民族、植民地主義等といった諸要因を暴き、その観念を支える日本国家、またその観念を温存させる国際人権レジームへの批判・異議申し立てを、国連や第三国で展開した。両者には立場と目的に相違がみられるため二項対立的な評価を下すべきではないが、双方の取り組みからは共通して、被害者の人権回復過程にパワー・ポリティクスが作用している問題点があることがわかる。自らの属国および被害をもたらした国内における人権回復措置が機能しないのであれば、国外に訴えざるを得ない。しかし裁判開始において当事国の同意が必要な国際司法裁判所や、個人による人権委員会(現人権理事会)への通報制度を設けている自由権規約選択議定書が当事国の批准を必要とするように、こうした国際司法制度が結局は国家主権を前提としたものである以上、被害者は再び国家という壁の前に立たされることになる。さらに当の人権侵害が国家によって制度的・組織的に行なわれたのであれば、責任をとる主体として国家は重要な意味を持つ。その意味で人権レジームにおいて国家は依然として強固かつ重要なアクターであるといえる。「慰安婦」問題をはじめとする戦時性暴力の可視化がもたらした人権概念の変容に実効性を与えるためには、いかにして被害者がパワー・ポリティクスに翻弄されずに、かつ国家に責任をとらせることができるのかが緊急かつ切実な課題である。

ただし国家が重要な意味を有しているのは被害者個人にとってだけではない。大規模な暴力によって被害者が受けた被害はトラウマとなって次世代に受け継がれていく(Galtung 2005:72)。従って加害国家は被害者への迅速な人権回復措置をとるとともに、国民的和解のために加害国・被害国の国民総体に向けた政治的行為が必要になってくる。その際これら行為を促すアクターとして国際制度と市民が重要な役割を果たすといえよう。その例が、先に述べたようにICCをはじめとする国際制度と、「法廷」に代表されるように戦時性暴力に対する観念への批判から人権概念そのものの変容を促した女

性運動がある。では被害者のジェンダー・ジャスティス実現に向けて国家に圧力をかけるべく、こうした国際制度の実効性の確立に向けて市民はどう影響力を発揮できるのか²⁴。その可能性の検討については今後の課題としたい。

注

1. 韓国教会女性連合会(7の女性団体で構成)、韓国女性団体連合(24の女性団体で構成)、ソウル地域女子大生代表者会議が声明書「盧泰愚大統領の訪日および挺身隊に対する女性界の立場」を発表した。声明書の中でこれらの団体は盧泰愚・大統領(当時)に対し、日本政府に要求すべきこととして以下のような点を主張した。
①日本は自ら犯した犯罪行為を公式に謝罪し、それを文書化すること
②挺身隊問題に対する卑劣な隠蔽をやめ、慰安婦制度の真相を究明し、謝罪すること
③現政権は民族自主の立場から挺身隊及び在日同胞の地位問題、戦争賠償問題を責任を持って解決すること、の三点である。
2. 「青少年交流センター」構想とは、センターを日本国内に設置し、アジアの青少年交流計画を進め、日本への留学生への援助を行なうというものであった。
3. 10年間で1千億円規模を投ずるという「平和友好交流事業」構想は、民間団体の基金を通じて被害者を支援する措置を講ずることで個人補償に代わる、補償に近い形で解決を目指すものであった。
4. 小委員会による「民間基金」構想は、民間企業、労働組合、個人などから募金を集めて、元「慰安婦」被害者を支援するための基金をつくり、「見舞金」などの名目で一時金を支給するというものである。
5. 元在中国日本国大使及び村山政権時外政審議室長であった谷野作太郎氏への筆者によるインタビュー(2006年7月28日)。
6. 前田朗は国際法違反だけでなく国内法、すなわち「誘拐罪」にも違反しているとする。こうした誘拐に関し、たとえ軍が直接関与していなくても、つまり実行行為を行っていないでも軍の指揮下で「慰安婦」制度が文字通り制度的に展開されていたのならば、軍は共同正犯(正犯とは犯罪行為を実行した者)になるという。前田 朗「戦争犯罪論」青木書店、2000年、pp.265-281
7. 1993年5月11日実施(細川護国政権時)。全国の有権者3000人を対象。有効回答者数2319人(77.3%)。
8. 1999年9月26、27日実施(小渕恵三政権時)。全国の有権者から3000人を対象。有効回答者数は2079人(70%)。
9. 2000年11月19、20日調査(森喜朗政権時)。全国の有権者から選挙人名簿で3000人を対象。有効回答者数は2094人(70%)。
10. 2005年3月27、28日調査(小泉純一郎政権時)。全国の有権者から選挙人名簿の3000人を対象。有効回答者数は1,781人(59%)。韓国では東亜日報社が民間の調査期間を通じて3月11～30日に、全国で実施。20歳以上の男女を対象。有効回答者数は1500人。中国では中国社会科学院世研調査センターを通じて3月21～28日に実施。台湾を除く全国の行政単位を7地域、人口規模別の4グループに分けて300地点を選んだ後、各地点で20歳以上の男女から10人を、無作為に選出。有効回答者数は2160人。なお、朝日新聞社は同様の調査を2005年6月にも日本のみを対象として実施しているが、調査結果は表5と全く同じ数値となっている。(朝日新聞総合研究センター「朝日総研レポート」第183号、2005年8月、p.159)
11. アジア女性基金事務所にて行なった筆者によるインタビュー(2005年11月2日)。
12. 例えば大沼は「基金は、国家の一員としての国民と政府が、過去の日本の過ちへの責任をそれぞれの立場で認め、共に償いの主体となるという、公共性の新たな形の模索」(『シンポジウム「慰安婦」問題再考—「右」から「左」まで一緒に議論しよう』「論座」2004年2月号、朝日新聞社、p.118)だったと述べる。また入江昭は「日本人の一人一人が、国家や政府にまかせないで、自分達の考えにもとづいて行動し、自分達のお金を出しあって戦争への反省をし、お詫びの気持ちを表明する。これは政府の公式見解とか国家補償と比べて、はるかに重要なことである」(入江昭「NGOとしてのアジア女性基金」大沼保昭、下村満子、和田春樹編「慰安婦」問題とアジア女性基金」東信堂、1998年、p.163)と述べている。
13. アジア女性基金は、インドネシアでは高齢者社会福祉推進事業として、元「慰安婦」が多く生活していると思われる地域において69の高齢者福祉施設の建設を行なった。またインドネシア政府は被害者のプライバシー保護を目的として元「慰安婦」の認定を行っていない。従って高齢者福祉施設に何人の元「慰安婦」が入居しているかわからないため、364人の中にインドネシア人元「慰安婦」は含まれておらず、この数字はフィリピン、韓国、台湾において事業を受けた被害者の合計人数である。な

- お、アジア女性基金は被害者のプライバシー保護のため国別の事業受け取り人数は明らかにしていない。財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金ニュース』No.28、2006年12月28日
14. 例えばフィリピン元「慰安婦」のマリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさんは「これようやく名誉を回復できた」と、アジア女性基金の事業を肯定的に捉えていた(財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金ニュース』No.7、1996年8月30日、p.2)。その一方で、ある韓国人元「慰安婦」は「どうせなら死ぬ前に金を受け取った方がいい」と述べている(「慰安婦一時金に反発 揺れる『基本方針』韓国政府も国家補償求める声」『産経新聞』1997年1月15日付朝刊、4面)。またアジア女性基金は、償い事業の受け入れと訴訟の提起は両立するものだとする立場を表明した。あるフィリピン元「慰安婦」はそのことを確認して事業を受けることを決心したという(フィリピン・ケソン市にある、元「慰安婦」支援団体リラ・ピビーナの事務所にて筆者が2006年11月23日に行なったインタビュー)。
 15. 1996年7月20日付朝日新聞の朝刊は次のように述べている。「『二百万円を下回らない額』としてきた一時金の額が最低限で決着したことについて、衛藤藩吉副理事長は台湾元日本兵への補償額や募金額などをもとに決めたことを明らかにした上で『満足しているという方は(基金側には)一人もありませんでした』と政府側に押し切られての決定だったことをほのめかした。」「アジア女性基金『真の戦後補償』遠く『償い金』支給決定妥協、玉虫色の決着」『朝日新聞』1996年7月20日付朝刊、33面
 16. 国際法におけるフェミニズムアプローチは、女性の「特別の」保護制度を規定する国際人道に対し、それは女性の脆弱性、名誉、慎ましさ、妊娠、出産等のステレオタイプ化されたイメージを強化するだけでなく、あらゆる社会において女性が被る制度的差別に異を唱えるものではないと批判する。猪瀬貴道「武力紛争における『女性に対する暴力』の防止と処罰—国際法による対応」植木俊哉・土佐弘之編『国際法・国際関係とジェンダー』ジェンダー法・政策研究叢書第7巻、東北大学出版会、2007年、pp.122-123
 17. ICTYは、ICTRとともに、性暴力を含む「女性に対する暴力」を拷問、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪等、両裁判所の対象犯罪のすべての類型を構成すると規定され、注目を浴びた。同上、p.129
 18. ICCは性暴力を戦争犯罪および人道に対する罪として規定した。
 19. 番組改ざんをめぐるNHKの一連の行動については「NHK番組改ざんと政治介入—女性国際戦犯法廷めぐって何が起きたか」(VAWW-NETジャパン編、世織書房、2005年)を参照。
 20. 「慰安婦」問題を取り上げた国連機関は、女性差別撤廃委員会、社会権規約委員会、規約人権委員会、人権委員会(現人権理事会)、差別防止・少数者保護小委員会、国際労働機関条約適用専門家委員会である。
 21. 渡辺美奈「日本軍『慰安婦』問題をめぐる国連機関の動き」日本の戦争責任資料センター「季刊戦争責任研究」第47号(2005年春季号)、p.22、「私の視点 強制労働 放置しては国際的評価失う 高橋融」『朝日新聞』2005年6月10日付朝刊、14面
 22. 具体的には国際フォーラムの開催、女性の人権に関わる活動を行なっている団体への支援、啓発活動、調査・研究を行なった。財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金 事業報告会 [2000年度報告書]』、2001年、pp.9-10
 23. 元在中国日本国大使及び村山政権時外政審議室長であった谷野作太郎氏への筆者によるインタビュー(2006年7月28日)。
 24. この問いについては、サンドラ・ウィットワースが批判理論の観点から国際家族計画連盟と国際労働機関を対象に、それらに見出せる観念・物質的条件・制度の相互作用による歴史的構造に注目し両組織におけるジェンダーに対する理解と形成過程を分析している例が参考になる。S・ウィットワース著、武者小路公秀ほか監訳『国際ジェンダー関係論—批判理論的政治経済学に向けて』藤原書店、2000年

参考文献

朝日新聞社戦後補償問題取材班「戦後補償とは何か」朝日新聞社、1994年
朝日新聞総合研究センター「朝日総研レポート」第141号、1999年2月
朝日新聞総合研究センター「朝日総研レポート」第148号、2001年2月
朝日新聞総合研究センター「朝日総研レポート」第181号、2005年6月
朝日新聞総合研究センター「朝日総研レポート」第183号、2005年8月
阿部浩己「女性国際戦犯法廷が映し/創り出したもの—国際法学の地平」日本の戦争責任資料センター「季刊戦争責任研究」第32号(2001年夏季号)
李効再「日本軍慰安婦問題解決運動の展開過程」韓国女性ホットライン連合編、山下英愛訳『韓国女性人権運動史』世界人権問題叢書51、2004年
内海愛子「戦後補償から考える日本とアジア」山川出版社、2002年
大沼保昭「慰安婦」問題とは何だったのか—メディア・NGO・政府の功罪」中公新書、2007年

財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金 事業報告会 [2000年度報告書]』、2001年
財団法人女性のためのアジア平和国民基金「慰安婦」問題とアジア女性基金 2004年
財団法人女性のためのアジア平和国民基金『オーラルヒストリー—アジア女性基金』2007年3月20日
鈴木裕子「日本軍性奴隷制問題と天皇の戦争責任」VAWW-NET Japan編、池田恵理子、大越愛子責任編集『加害の精神構造と戦後責任』日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録、第2巻、緑風出版、2000年
高橋哲哉『歴史/修正主義』岩波書店、2001年
VAWW-NET ジャパン編『Q&A 女性国際戦犯法廷—「慰安婦」制度をどう裁いたか』明石書店、2002年
波多野澄雄「遺族の迷走—日本遺族会と『記憶の鏡』—」細谷千博、入江昭、大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』ミネルヴァ書房、2004年
マリア・ロサ・L.ヘンソン著、藤目ゆき訳『ある日本軍「慰安婦」の回想』岩波書店、1995年
吉田 裕「日本人の戦争観—戦後史のなかの変容」岩波書店、2005年
米山リサ『暴力・戦争・リドレス—多文化主義のポリティクス』岩波書店、2003年
与党戦後50年問題プロジェクト従軍慰安婦問題等小委員会「いわゆる従軍慰安婦問題についての第一次報告」平成6(1994)年12月7日
Commission on Human Rights. Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, its Causes and Consequences. E/CN.4/1996/53/Add.1. January 1996.
Commission on Human Rights, Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities. Systematic Rape, Sexual Slavery and Slavery-like Practices during Armed Conflict: E/CN.4/SUB.2/1998/13. June 1998.
Johan Galtung, Pax Pacifica: Terrorism, the Pacific Hemisphere, Globalization and Peace Study, London: Pluto Press, Boulder: Paradigm Publishers. 2005.

新聞記事

「慰安所 軍関与示す資料—防衛庁図書館に旧日本軍の通達・日誌 部隊に設置支持 募集含め統制・監督」『慰安婦問題の主な資料要旨』『朝日新聞』1992年1月11日付朝刊、1面、30面
「補償措置」を検討 従軍慰安婦問題で加藤官房長官発表へ『朝日新聞』1992年7月6日付夕刊、1面
「戦後補償、10年で1000億円の平和交流事業 首相が意向固める」『朝日新聞』1994年8月13日付朝刊、1面
「従軍慰安婦問題、民間基金構想に合意 国の拠出なお検討 与党小委」『朝日新聞』1994年11月26日付朝刊、1面
「『民間基金方式』で、政府が具体案策定へ 元慰安婦の一時金」『朝日新聞』1994年12月10日付朝刊、7面
「慰安婦『基金』、政府関与なお不透明 民間への負担に抵抗感」『朝日新聞』1994年11月26日付朝刊、2面
「『政府補償は難しい』 従軍慰安婦基金の原文兵衛理事長が見解」『朝日新聞』1995年8月2日付朝刊、22面
「アジア女性基金 『真の戦後補償』遠く『償い金』支給決定 妥協、玉虫色の決着」『朝日新聞』1996年7月20日付朝刊、33面
「アジアからの留学生支援 交流基金構想が浮上 対「慰安婦」措置政府計画」『日本経済新聞』1994年6月6日付夕刊、1面
「慰安婦一時金に反発 揺れる『基本方針』 韓国政府も国家補償求める声」『産経新聞』1997年1月15日付朝刊、4面
「韓国などの留学生支援へ、交流センター設立—村山首相、訪韓時表明の方針」『毎日新聞』1994年7月14日付夕刊、1面
「第7回日本軍「慰安婦」問題 アジア連帯会議開かれる」『ふえみん』2005年3月15日付、2面

雑誌、ニュースレター、政府発表談話、ウェブサイト

聞き手・金英姫「韓国・挺対協の尹貞玉さんに聞く—『日本政府は本当の謝罪を』」『週刊金曜日』1997年10月10日
財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金ニュース』No.6、1996年6月17日
財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金ニュース』No.17、2001年3月15日
財団法人女性のためのアジア平和国民基金『アジア女性基金ニュース』No.28、2006年12月28日
財団法人女性のためのアジア平和国民基金『第98回理事会・第33回評議員会・第78回運営審議会』平成19年3月24日(下記ウェブサイトより参照)

「『女性のためのアジア平和国民基金』への拠金呼びかけ文」平成7(1995)年7月18日
「シンポジウム『慰安婦』問題再考—『右』から『左』まで一緒に議論しよう」『論座』2004年2月号、朝日新聞社
高木健一「日本独自の補償方法を作るべき—『従軍慰安婦』に日本はどう対処すべきか」『週刊金曜日』1995年11月3日
内閣官房長官河野洋平「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」平成5(1993)年8月4日
内閣総理大臣村山富市「『戦後50周年』内閣総理大臣談話(いわゆる村山談話)」平成7(1995)年8月15日

日本国内閣総理大臣橋本龍太郎(歴代署名—小渕恵三、森 喜朗、小泉純一郎)「元『慰安婦』の方々に対する内閣総理大臣の手紙」平成8(1996)年「6年目を迎えたアジア女性基金—侵略戦争への『けじめ』が日本がアジアで生きる道 村山富市アジア女性基金理事長に聞く」『月刊社会民主』2001年5月号
デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」
<http://www.awf.or.jp/index.html>